

報告第1号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年2月23日

北本市長 現王園 孝 昭

専 決 処 分 書

北本市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成28年1月26日

北本市長 現王園 孝 昭

北本市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(平成28年 1月26日)
(条例 第1号)

次に掲げる条例の規定中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

- (1) 北本市職員の旅費に関する条例（昭和27年条例第4号）第1条
- (2) 北本市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和39年条例第19号）第1条第1項
- (3) 北本市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成18年条例第9号）第1条

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。